



担	平成27年11月13日 徳島労働局総務部企画室
当	企画室長 三木洋一 労働紛争調整官 四宮功章 (電話) 088(652)9142

## 県内の労働紛争相談機関による 初の「合同労働相談会」を開催

徳島労働局（局長 飯野弘仁）では、県内において個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係5機関と連携・協力するための協議会（徳島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会）を設立・開催しているが、同協議会の取組みとして、徳島県内では初めての「合同労働相談会」を開催することとした。

「合同労働相談会」の開催日時、場所は次のとおりである。

<b>合同労働相談会</b>	
日時	平成27年12月13日（日曜日） 13:00～16:30
場所	徳島市シビックセンター 4階（アミコビル内） 徳島市元町1-24
内容	職場でのトラブルの相談対応（無料） 事前予約は不要だが、事前予約のある方を優先させていただきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           事前予約受付先 徳島県労働委員会事務局            電話：088-621-3234         </div> 相談1件当たり50分間を目途とし、相談内容、待合人数に応じて調整させていただきます。

徳島労働局では、職場における労働者と事業主との間のトラブル（個別労働関係紛争（※1））の解決を図るため、「総合労働相談」などの制度（※2）を運営しているが、県内において個別労働関係紛争の解決のための施策・活動を行う関係機関（※3）が、平成20年度に協議会を設立し、それぞれの制度がより有効に運用されるよう連携を図っている。

この度、県民に広く制度や窓口を周知することや、関係機関のさらなる連携強化を図るための同協議会の新たな取組みとして、関係機関がそれぞれの長所を発揮し

て個別の相談に応じる「合同労働相談会」を初めて開催することとした。

相談会当日は、徳島県商工労働観光部労働雇用課、徳島県労働委員会事務局、徳島県社会保険労務士会、徳島労働局の4機関において、労使トラブルの相談・対応や社会保険等手続の相談などに応じる専門家が2班に分かれて、労働者や事業主が抱える職場でのトラブル又は今後トラブルとなりえる問題などについての相談に対応する。

※1 個別労働関係紛争

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」第1条に定義されており、「労働条件その他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争」のこと。

※2 徳島労働局における個別労働関係紛争解決のための制度

「総合労働相談」

総合労働相談コーナーにおいて専門の相談員が相談に対応するもの。

「助言・指導」

当事者間による紛争の自主的解決の促進するため、紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆するもの。

「あっせん」

労働問題の専門家であるあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけるなど紛争当事者間の調整を行い、その自主的解決を促進するもの。

※3 関係機関

徳島県商工労働観光部労働雇用課

徳島県労働委員会事務局

日本司法支援センター徳島地方事務所（法テラス徳島）

徳島県社会保険労務士会

徳島労働局総務部企画室